

静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（再エネ設備導入支援）実施要領

第1 趣旨

静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（再エネ設備導入支援）の交付については、静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業費補助金（再エネ設備導入支援）交付要綱（以下「要綱」という。）及び静岡県補助金等交付規則（昭和31年静岡県規則第47号）によるほか、この要領の定めるところによる。

第2 対象事業費

別表1に掲げる当該事業に要する経費に対する補助金とする。

第3 補助金の対象及び条件

1 交付の対象者

中小企業等で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 県内に工場又は事務所その他の事業場（以下「事業所」という。）を有すること。
- (2) エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律第7条第1項に定める特定事業者及び同法第19条第1項に定める特定連鎖化事業者でないこと。
- (3) 県税の未納がないこと。
- (4) 役職員も含め、暴力団等の反社会的勢力ではなく、また、反社会的勢力との関係を有しないこと。
- (5) 政治活動及び宗教活動を主な目的としていないこと。
- (6) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律第2条第5項に定める性風俗関連特殊営業を営む者でないこと。
- (7) 法人税法第2条第5号に定める公共法人でないこと。

2 交付の対象設備

中小企業等が再エネ設備等を県内の事業所に設置する事業で、別表2に掲げるものとする。

3 交付の条件

- (1) 静岡県地球温暖化防止条例第12条第2項に定める「温室効果ガス排出削減計画書制度」に参画し、3年間で6%以上の排出削減計画を提出すること。
- (2) 当該事業に対し、国の補助金制度等を活用していないこと。
- (3) 事業の実施に係る発注並びに契約先の事業者及び施工を行う事業者が県内に本社又は支店等の事業所を有する者であること。ただし、県内に発注又は施工できる事業者がない場合は、この限りでない。
- (4) 二酸化炭素排出抑制対策事業費交付金（地域脱炭素移行・再エネ推進交付金）を財源とした補助金を実施している自治体に再エネ設備等を設置する場合は、本事業の交付決定を行わない。ただし、自治体の要綱等において、申請ができない場合、整理した上で交付できるものとする。

第4 交付の申請

補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、要綱第4第1号に掲げる書類及びその他知事が必要と認める書類を知事に提出しなければならない。

第5 交付の決定

知事は、第4の規定による申請があった場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、補助金の交付を決定し、申請者に通知する。

第6 変更の承認申請

(1) 第5の規定により補助金の交付決定通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、第4の規定による申請内容に変更が生じた場合には、要綱第6に掲げる書類及びその他知事が必要と認める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

(2) 知事は、前項の申請があった場合において、その内容を審査し、適正と認めたときは、交付決定者に通知する。

第7 計画の遅滞等

交付決定者は、補助対象事業が予定の期間内に完了しないとき、又は当該補助対象事業の遂行が困難になったときは、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならない。

第8 補助対象事業の廃止又は中止

交付決定者が補助対象事業の廃止又は中止をしようとする場合は、廃止（中止）届（要領様式第1号）を知事に提出しなければならない。

第9 補助金の額の確定

知事は、要綱第7規定による実績報告を受けた場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、交付決定者に通知する。

第10 補助金の請求

第9の規定により補助金の額の確定通知を受けた者は、通知を受領した日から起算して10日以内に請求書を知事に提出しなければならない。

第11 状況の確認

1 事業進捗状況報告

知事は必要に応じて、事業進捗状況の報告を求めることができる。

2 現地検査

知事は必要に応じて、現地検査をすることができる。

第12 書類の整備

申請者は、補助事業に関する次の書類を整備しておかななければならない。

- (1) 県補助金関係書類
- (2) 事業予算及び経理関係書類
- (3) 事業執行に関する書類

第13 定めのない事項の処理

この要領に定めるもののほか、必要な事項については、双方協議の上、決定するものとする。

附 則

この要領は、令和7年度分の補助金から適用する。

この要領は、令和8年度分の補助金から適用する。

別表1（第2関係）

補助対象経費

| 区 分 | 費用の内訳 |
|-----|---|
| 設計費 | 中小企業等の再エネ設備等導入に必要な機械装置等の設計に要する経費（事業計画書作成のための基本設計費を除く。） |
| 設備費 | 中小企業等の再エネ設備等導入に必要な機械装置等の購入、製造、改修、据え付け等に要する経費（土地の取得に係る経費及び賃借料を除く。） |
| 工事費 | 中小企業等の再エネ設備等導入に必要な配管、配電等の工事に要する経費（建屋の新築、増築等に係る経費を除く。） |

別表2（第3関係）

補助対象となる再エネ設備等

| 自家消費型太陽光発電設備の要件 |
|---|
| <p>(1) 本事業によって得られる環境価値のうち、需要家に供給を行った電力量に紐付く環境価値を需要家に帰属させるものであること。ただし、離島等供給約款において、再エネ供給に係る定めがない場合、1時間ごとの再エネ発電量の実績と需要量の実績を把握・管理し、再エネ電力供給と民生電力需要を実質的に紐付けること等により、前段の環境価値の帰属に係る要件を満たしているとみなすものとする。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号。以下「再エネ特措法」という。）に基づく固定価格買取制度（以下「FIT」という。）の認定又はFIP(Feed in Premium)制度の認定を取得しないこと。</p> <p>(3) 電気事業法第2条第1項第5号ロに定める接続供給（自己託送）を行わないものであること。</p> <p>(4) 再エネ特措法に基づく「事業計画策定ガイドライン（太陽光発電）」（資源エネルギー庁）及び「説明会及び事前周知措置実施ガイドライン」（資源エネルギー庁）に定める遵守事項等に準拠して事業を実施すること（ただし、専らFITの認定を受けた者に対するものを除く。）。</p> <p>(5) 発電量を計測する機器を備えること。</p> <p>(6) 当該事業において再エネ電力の供給を受ける需要家の敷地内に本事業により導入する再エネ発電設備で発電する電力量の30%以上を当該需要家が消費すること。ただし、業務用については、当該需要家が消費する電力量を含めて50%以上を静岡県内の需要家が消費すること。</p> |

蓄電池設備の要件

- ① 自家消費型太陽光発電設備で導入する設備の付帯設備であること。
- ② 原則として再エネ発電設備によって発電した電気を蓄電するものであり、平時において充放電を繰り返すことを前提とした設備とすること。
- ③ 蓄電システムから供給される電力は、原則、設置場所の需要家にて使用（自家消費）されること。
- ④ 停電時のみに利用する非常用予備電源でないこと。
- ⑤ 家庭用：12.5万円/kWh、業務用：11.9万円/kWh以下（いずれも工事費込み・税抜き）の蓄電システムとなるよう努めること。

【業務用蓄電池（20kWh超）：④を満たすこと。】

- ⑥ 各地方公共団体の火災予防条例で定める安全基準の対象となる蓄電システムであること。

【家庭用蓄電池（20kWh以下）：①～④の全てを満たすこと。】

⑦ 蓄電池パッケージ

蓄電池部（初期実効容量1.0kWh以上）とパワーコンディショナー等の電力変換装置等から構成されるシステムであり、蓄電システム本体機器を含むシステム全体を一つのパッケージとして取り扱うものであること。

※初期実効容量は、JIS C 4413で定義された初期実効容量のうち、計算値と計測値のいずれか低い方を適用する。

※システム全体を統合して管理するための番号が付与されていること。

⑧ 性能表示基準

初期実効容量、定格出力、出力可能時間、保有期間、廃棄方法、アフターサービス等について、所定の表示がなされていること。所定の表示は次のものをいう。

ア 初期実効容量

製造業者が指定する、工場出荷時の蓄電システムの放電時に供給可能な交流側の出力容量のこと。使用者が独自に指定できない領域は含まない（算出方法については、JIS C 4413を参照すること。）。

イ 定格出力

定格出力とは、蓄電システムが連続して出力を維持できる製造事業者が指定する最大出力とする。定格出力の単位はW、kW、MWのいずれかとする。

ウ 保有期間

法定耐用年数の期間、適正な管理・運用を図ること。

エ 廃棄方法

使用済み蓄電池を適切に廃棄、又は回収する方法について登録対象機器の添付書類に明記されていること。蓄電池部分が分離されるものについては、蓄電池部の添付書類に明記されていること。

【表示例】「使用済み蓄電池の廃棄に関しては、当社担当窓口へご連絡ください」

オ アフターサービス

国内のアフターサービス窓口の連絡先について、登録対象機器の添付書類に明記されていること。

⑨ 蓄電池部安全基準

JIS C 8715-2又はIEC62619の規格を満足すること。

⑩ 蓄電システム部安全基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

JIS C 4412の規格を満足すること。ただし、電気製品認証協議会が定めるJIS C 4412適用の猶予期間中は、JIS C 4412-1若しくはJIS C 4412-2※の規格も可とする。

※JIS C 4412-2における要求事項の解釈等は「電気用品の技術基準の解釈別表第八」に準拠すること。

(11) 震災対策基準（リチウムイオン蓄電池部を使用した蓄電システムのみ）

蓄電容量10kWh未満の蓄電池は、第三者認証機関の製品審査により、「蓄電システムの震災対策基準」の製品審査に合格したものであること。

※第三者認証機関は、電気用品安全法国内登録検査機関であること、かつ、IECEE-CB制度に基づく国内認証機関（NCB）であること。

(12) 保証期間

メーカー保証及びサイクル試験による性能の双方が10年以上の蓄電システムであること。

※蓄電システムの製造を製造事業者に委託し、自社の製品として販売する事業者も含む。

※当該機器製造事業者以外の保証（販売店保証等）は含めない。

※メーカー保証期間内の補償費用は無償であることを条件とする。

※蓄電容量は、単電池の定格容量、単電池の公称電圧及び使用する単電池の数の積で算出される蓄電池部の容量とする。

※JIS C 4413規格で定義された初期実効容量（計算値と計測値のいずれか低い方）が1.0kWh未満の蓄電システムは対象外とする。

要領様式第1号

廃止（中止）届

年 月 日

静岡県知事 氏 名 様

申請者 住 所
氏 名

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた静岡県中小企業等カーボンニュートラル促進事業（再エネ設備導入支援）について、次により廃止（中止）したいので届け出ます。

廃止（中止）の理由